

第13回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場  
生活環境影響調査評価委員会

日 時：平成24年7月31日（火曜日）

午後2時30分から

場 所：宮城県行政庁舎9階 第1会議室

## 1 開会

○司会 本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

開議に先立ちまして、新任の委員をご紹介させていただきます。

高橋委員にかわりまして新しく委員にご就任いただきました村田町町民生活課長の宮正夫委員でございます。

○大宮委員 大宮でございます。

村田町町民生活課長に4月から着きました。今回、前任者の後任として評価委員に委嘱していただきました。皆様のご指導、ご鞭撻をいただきながら職務を全うしていきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○司会 これより第13回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会を開会いたします。

## 2 あいさつ

○司会 宮城県環境生活部部長の本木よりごあいさつ申し上げます。

○本木環境生活部長 それでは、御礼を申し上げたいと思います。

本日は委員各位におかれましては、ご多忙の中、またここ1週間ぐらい、本当に厳しい暑さになっておりまして、今日も酷暑という状況でございますが、そういう中、ご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。

この委員会も通算で13回目ということで、委員各位におきましては、設置以来、ご審議、それからご指導をいただいております。重ねて御礼を申し上げたいと思っております。

今日も諮問事項1件、これについては平成23年度の下半期の調査結果の報告をさせていただいて評価をいただきたいと思っております。また、報告事項は3件ございますが、その中で前回いろいろなデータの蓄積を経時的といいますか、推移を示すべきだというお話もあって、報告事項3つ目で最終処分場の廃止基準項目とその経年変化ということで資料をまとめさせていただいておりますので、でいろいろ専門的なお立場でご指導を賜ればと思っております。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

また、私から1つ、ご報告をさせていただきたいと思っておりますのが、ご案内のとおり、産廃特措法について今、改正の動きがございます。その状況と対応状況ということで若干ご報告をさせていただきますが、ご案内のとおり、現行の産廃特措法は本年度末までの適用という時限立法でなされてまいりまして、今10年間のさらなる延長ということで改正法の審議が今国

会で行われております。参議院(正しくは衆議院)のほうに回って間もなく成立かという見込みが立っているようでございますが、その中でこの竹の内の最終処分場についても継続して適用をしていただきたくこれまで何回も国と協議を重ねてまいりました。

どうもなかなか国の判断基準があつて厳しいところがございますが、らちが明かないというわけではないですが、先般、村田町の副町長と一緒に環境省に参りました。知事名の要望書を持って継続した支援をとという訴えをしてまいりました。これについて即日でいいとも悪いとも回答は得ておりませんが、引き続き国には現状を訴えながら継続適用を働きかけてまいりたいと思っております。

何はともあれ、県としては、今後もこの評価委員会のご意見を伺いながら処分場の安定化に向けた必要な措置は講じてまいりたいと考えております。今後とも皆様方のご指導をお願いを申し上げて、あいさつとさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○司会 それでは、本日出席されている委員の皆様をご紹介します。

須藤委員長でございます。

○須藤委員長 須藤でございます。どうぞよろしく。

○司会 藤巻副委員長でございます。

○藤巻委員 藤巻でございます。よろしく申し上げます。

○司会 大宮委員でございます。

○大宮委員 大宮です。

○司会 岡田委員でございます。

○岡田委員 岡田でございます。よろしく申し上げます。

○司会 風間委員でございます。

○風間委員 風間です。

○司会 佐藤委員でございます。

○佐藤委員 佐藤です。

○司会 田村委員でございます。

○田村委員 田村でございます。よろしく願いいたします。

○司会 それから、井上委員でございますが、所用ございまして若干おくれてございます。後ほどお見えになられると思われま。

○司会 次に、事務局をご紹介します。

まず、本木部長でございます。

- 本木環境生活部長 本木でございます。よろしくお願いいたします。
- 司会 加茂次長でございます。
- 加茂次長 加茂でございます。よろしくお願いいたします。
- 司会 渡部室長でございます。
- 事務局（渡部室長） 渡部です。よろしくお願いいたします。

### 3. 議 事

#### (1) 諮問事項

生活環境影響調査報告書（案）について

- 司会 それでは、議題の審議に入らせていただきます。

議長につきましては、評価委員会条例第4条第1項の規定によりまして委員長が務めることとなっております。須藤委員長、よろしくお願いいたします。

- 須藤委員長 それでは、ご指名でございますので、本会の議事進行を務めさせていただきますが、議事進行に入る前に若干ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は13回目ということで、先生方とも13回、この委員会の中でお目にかかっているわけでございます。処分場の生活環境影響調査のデータに基づく評価をするのが本委員会の目的でございます。

今回から大宮委員をお招きいただきましたので、大宮委員、よろしくどうぞお願いいたします。

先ほど部長からございましたように、昨年度の下半期のデータを今日報告いただくということでございまして、これからデータを見ていただいて先生方のご評価をいただくわけですが、それとあわせて今までいろいろ問題になった事項でもう少し勉強しておきたいということについて調べていただいております。地盤沈下しているのではないか、噴出水があるのでその水の収支をとったほうがいいのか、さまざまなご意見をいただいております。そういう問題について調べていただき、もう一つは、処分場が最終的には廃止するわけですが、廃止基準項目の経年変化についても調べていただいておりますので、報告をいただくということでございます。

先ほど部長から、特措法の問題もございまして、委員長としてもこれは継続してやっていただきたいということで私からもお願いをしているところでございますが、周辺の環境についてのデータから見れば、影響がないという判断を我々はしてきたわけですが、内部だけの問題で

見れば、必ずしもそういうことではなく、ガスが発生したり、地盤沈下が起こったり、あるいは水量の変化があったり、必ずしも安定しているということではございません。そういう中で、これからこの問題についてどういう対応をして、どういうお願いをしていくかということも重要な事項にあるいはなるのではないかと私は理解をいたしております。

そういうことでございますので、本日は、主としては生活環境影響調査のデータ、モニタリングの評価ではございますが、そのことを中心に専門的立場から先生方のご意見を伺いたいということで最初の私のごあいさつにさせていただきます。

それでは、議事進行に入りたいと思いますが、本日もお願いがございまして、傍聴人のほうから発言をされたいということでございます。今回も3人の方から傍聴を認めてほしいということでございますが、これをお認めしてよろしゅうございますか。毎回こういうことになっているわけですが、よろしいでしょうか。もう準備をされていらっしゃるようでございますので、最初に議事に入る前に傍聴人の発言を許したいと思います。

それでは、順番に岡 久さん、それから大内さん、それから鈴木さんという順でよろしいですか。それぞれ簡潔にご意見をどうぞ。それでは、岡 久さんからでよろしいでしょうか。

○岡 足が悪いので、申しわけない、座ったままでやらせてください。

「竹の内産廃からいのちと環境を守る会」の事務局長をやっている岡 久です。よろしくお願い申し上げます。

先日の委員会は都合で欠席したのですが、私は、あそこの処分場のすぐそば、400mぐらいのところに住んでいるということで、地元で暮らす者として竹の内地区産廃処分場に関しては1日たりとも忘れたことはなく、雨が降れば、有害物質を含んだ汚水が流れて環境を悪くしているのではないかと、ガスが吹き出しているのではないかと、特に大雨が降るたびに処分場の道路が水没して通行できなくなるのではないかと、大雨が降るたびに現地に見にいっています。今もそうです。少し足が悪いのですが、無理して行ってあそこで写真を撮ってきます。

地表面から水が浸透しないように工事をしてあると言いましたが、いわゆる覆土をして上から固めて水が中に浸透しないようにということで、確かにその工事は終わっています。そして周りにずっと側溝を引いております。しかし、山側からの地下水というのは、側溝の下を通過してどんどんどん処分場の中に出てくるということは、間違いなく事実だと思います。その地下水が浸透した水が今までたまっていた水をさらに表に押し出しているという状況が考えられるのではないかと思うわけです。

また、環境モニターですね、毎回同じような結果が部落の中に配られておりますけれども、

環境基準を超えるものも2、3カ所あるということです。それはガスとか、地中温度とか、これは変わらないのです。どうしてなのかなと思って私も不思議でしょうがないのです。あともう1つは、処分場が8.7ha、103万m<sup>3</sup>の廃棄物が埋まっているということですが、県のほうから配布されるボーリング孔のモニタリングデータの表については、どうしても毎回大して変わらないようなデータが出てくるということです。あれだけ広い処分場ですからもう少し具体的に科学的にボーリングをする必要があるのではないかなと思います。出ているところは毎回同じように出ているわけですが、評価委員会として改めて場内に5、6カ所、少なくとも2、3mの太さの穴をずっと岩盤まで掘って、そこに水をためて調べるということが必要なのではないかなと思います。それをやらないと、結局今のままずっと続いて同じことの繰り返しだと思うわけです。

それで、中に入っている廃棄物が化学分解してそのうちなくなるだろうという県の見方があるのですが、私は必ずしもそれでオーケーということはないです。そして、それもいつまで続くか、さっぱりわからないということなのです。だから、改めてさっき言いましたような方法で調査する必要があるのではないかなと思います。

結局、今のような状態でこれからも繰り返してやるとすれば、結果的には同じ数字がずらっと出てくるということで、何となく一般的な人が見れば、問題はないのではないかという感じがするわけですが、とにかくこの評価委員会でも、もうだいたい出ているところもわかっているので、新たなところからもっと詳細に調査する必要があるのではないかなと、いつもそう思って処分場の中を見てくるわけですが、とにかく地元の人たちは安全・安心が保障されなければだめだと。これは誰しもが言うことなのですが、いずれにしても、いわゆる新たな立場から調査をする必要があるのではないかと思って今日は出席しました。とりあえずそれだけはまず言いたいのです。

○須藤委員長 どうもありがとうございます。

それでは、続いて大内さん、お願いいたします。

○大内 皆さん、どうもご苦労さまです。地元に住んでいる大内敬子です。

さっき、部長からも特措法を継続してもらうようにというような話を承って、だめなのかなと思っていたら、お願いに行ってくれたということなので、少しは光が見えてきているのかなと思うのですが、私はここに来るたび、本当に虚しくなります。私は科学的なことや、分析結果の数値はわかりませんが、生活に支障を来さないようにだけは急いでやってもらいたいと思います。

6月20日に大水が出たときに、村田町新川が決壊したのですが、それとは別に竹の内産廃場の前が冠水し、たしか通行止めの表示はあったのですが、車が入りました。町の人ではないと思うのですが、水圧で車のドアは開かず、胸まで水が入って、その人はそれでも携帯電話だけ上に持ち上げて救急車を呼んだのだと思います。それで消防車も来る、レスキュー隊も、それからパトカーもみんな来て大騒ぎでした。何とか脱出しましたが、亡くなっていたらどうするのだろう、携帯電話が濡れて連絡つかなかったらどうなったのだろうと思いました。本当にこれは切実です。それは皆様ご存じでしょうか。おそらくは決壊したことだけが新聞とかテレビで一生懸命報道されていたのでそっちのほうだけなのだろうと思われていたと思いますが、あれは助かったからいいですが、亡くなっていたらどういう言いわけをするのかなと。あそこの産廃場がなければ、あんなことはなかったはずです。

そして、生活に支障を来さないようにする、安全・安心なんて言葉だけをいくら並べても、何の役にも立たないと思います。委員長にはあそこはもちろん大変な場所だという表現をしてもらいました。だけど、やるのは県です。委員長がいくらあそこはどうにかしてほしいと言ったとしても、県知事がうんと言わない限りはできないわけでしょう。そして、皆さん、県知事から委嘱されているのですから、やはりそれはそれなりに仕方ないのかなと思いますが、どんなことをしたってパフォーマンスをやっているだけなのかなと。一向に進みません。もう少し目に見える形をとってもらいたいと思います。

ボーリングだって何回お願いしたって1つだって掘ってはくれません。何を要求したって、ただいつものカラスが鳴いたのかな、くらいにしか聞いていないのかなと思っています。でもやはり生活に一番大事なのは安心・安全です。言葉は簡単ですが、人が生活できなくなったらどうするのでしょうか。そして、表向きは確かによくなったように、ガスはあまり出なくなったように見えるかもしれませんが、中でどんな化学変化を起こしているかわからないのです。

ですから、県のほうでもっとしっかりしてもらおうように委員長からお願いしてもらいたいと思います。そして、委員の先生方も、申しわけないのですがもう少しあそこに住んでいる住民のことを考えて何とかしてもらいたいなど、私はそれだけなのです。何%出たとか、何がどうとかと言ったって、そんなことは住んでいる人は全然わかりません。そして、このくらい減ったからいいとか、そんなことを言ったって、人が亡くなりそうになった、これは現実なのです。それをどのように思われるのか。とにかく皆さんでよろしくお願ひしたいと思います。そして、県知事に。特措法を外れると困るのですが、それを継続できるのかどうか。そして、これについては県のほうで自分たちが過ちを起こしたのだと言わない限りは、特措法の全面的な支援は

してもらえないと思います。もともとは県で間違っただけの指導をしたからこうなったのですから、それを「私たちのほうで間違いました、国のほうでどうぞよろしくお願いします」と言わない限りは絶対に解決しないと思っています。委員長、その辺、よろしくお願ひしたいと思っています。

○須藤委員長 どうもご意見いただきましてありがとうございます。

それでは、もう一方、鈴木さん、どうぞ。

○鈴木 鈴木でございます。

土地67,000平米の敷地の無償譲渡、地権者が25人いたのですが、無償譲渡の話はこれまでも何度かこの委員会でもお話をしてまいりました。

つい最近、地権者の質問に対する県の回答がございまして、7月12日に回答がありました。その中身を簡単に言いますと、県はあの土地について無償譲渡を受けて取得するつもりはございませんというのが1つです。2つ目としては、対策については平成20年度に、ご存じのような支障除去対策をやってきた、そしてその後はモニタリングを続けて今日に至っているのご理解いただきたい。なお、無害化対策についてはどうかというと、時間的な変化、時間の経過とともに解消すると、こういう回答になっているところでございます。

県が行った支障除去対策は平成20年度に実施したわけですが、その後のモニタリングの結果はどうかといえば、これは生活環境に支障がないということで、この評価委員会でもそのような評価になっているわけがございまして、したがって、国のほうも、とにかく支障を与えないのであればということで、この3月で特措法による対策は終了してもいいというような意味の報道も流れていたと、こういう状況にございまして、全く遺憾でございまして、とんでもないことになっているわけがございまして。県のほうで要請をしてきたということですが、正直、これはどうなるかわかりません。

支障除去対策によって本当に生活環境に支障がないのかということについては、これは私が言うまでもなく、廃棄物層の中には砒素、鉛、水銀が基準を超えて存在しているし、あるいはまた、今、大内さんが言いましたようなことで処分場の敷地の前の道路が水没したときに、先月の20日でしたか、車が突っ込んでレスキュー隊が出動するなど大変な支障が出ていると、そういう状況にございます。

したがって、支障を与えていないなどということは全くないわけがございまして。いずれにしても、平成20年度からの、そのように生活に支障を与えていないという評価については、私は現実にはそうではないと思っているところでございます。

対策につきましても、平成20年度に実施した対策というのはどういうことかといえば、いわ

ゆる多機能性覆土、これは全面積の1割程度の多機能性覆土を、そして、水が場内に入らないようにということで側溝をやった、この2点になっているわけです。

しかし、当時から私たちは、そういう対策では全然効果がない、やるのであれば、全面的に多機能性覆土をやるべきだし、あるいはまた除外の対策をするのであればP&T方式とか、あるいはPRB、それも一応方法だと思いますが、徹底してやるべきだと、こういう主張をしてきたわけでございます。

当時、県知事が来て「住民がそんなに文句を言うのであれば、後は知らないよ」という言い方をするので、住民は弱いから、頼むものはないから、県のそういう計画についてやってもらうことになってきたわけですが、現状は今言ったとおりであります。

したがって、4年前に住民が求めた対策を、P&T方式でも、そういったものもいろいろありましたが、やっていけば、この4年の間に随分無害化が進んできたのではないかと。場合によってはあそこの処分場を廃止する一歩手前まで来ているかもしれない。それをモニタリングだということで、言葉は悪いですが様子見ばかりやってきたと、こういうことが時間の流れをつくって、一番困っているのは地元住民なわけです。このことをぜひ言いたい。

したがって、今、遅くはない、ただ、遅くはないと言っても国が本当に特措法の継続をやるかどうかというのは全くわからない状況ですから、今、大切なことは、やはり特措法の適用がされている間、今のうちにとにかく恒久対策なり、あるいは除外対策を徹底してぜひやるべきです。

評価委員会としましては、ぜひ時間的な経過の中で無害化が進むでしょうなどと言っているので、そういうことでなくて、やはり具体的なそういう対策を今のうちに講じてもらうように県のほうにぜひ提言をしてもらうということをぜひお願いをしたいと思っております。

以上で私は終わります。

○須藤委員長 どうもご意見ありがとうございました。

それでは、審議に入ります前、事務局から本会議の成立要件についてご報告願います。

○司会 本委員会は10名の委員により構成されておりますが、本日は8名の委員のご出席をいただいております。

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会条例第4条第2項の規定に基づきまして、委員の半数以上の出席により本日の会議が成立していることをご報告いたします。

また、議事に入ります前に、配付させていただいております資料の確認をさせていただきます。

す。

お手元にまず次第、それから出席者名簿、座席表、審議にかかわります資料といたしまして、諮問事項、生活環境影響調査報告書（案）、本文と概要版になります。それから、報告事項1といたしまして処分場の測量調査結果、報告事項2といたしまして、浸透水噴出に係る生活環境影響調査結果、報告事項3といたしまして、最終処分場の廃止基準項目とその経年変化、これらをご用意してございます。

さらに、参考資料といたしまして、処分場の現状及びデータ編をお配りしておりますので、ご確認願います。なお、このデータ編につきましては、会議終了後、回収させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議長、よろしくお願いいたします。

○須藤委員長 それでは、先生方、よろしいでしょうか。審議の資料についてはお手元に全部ございましたでしょうか。

それでは、諮問事項でございますので最初の議題に入ります。

○佐藤委員 今も地元の人たちから口の端に上っていて、部長もお話になったように、我々は特措法の延長はどうなるのだろうかと思っております、クエスチョンマークですので、そのことに関して最初にやっておかなかつたら、何でここに来ているのか。もう3月で終わるのですかということにもなりかねないという部分で、そこは事務局のほうにも前もってこれは冒頭できちっとやってから審議に入らなければ意味はないなど……。

○須藤委員長 最初にそのことを事務局に言っていただいて、事務局がそのことについて最初にそれをやってよろしいと言われましたか。

○佐藤委員 いや、一方的に宣言をいたしました。

○須藤委員長 佐藤委員の順番はちゃんと回りますので、やはりこの委員会の目的を先に済ませた上でやりたいと思っております。

○佐藤委員 動議でございます。今まで私は発言の順番が回ってきても、ほかの人たちのお話を聞いてからということで最後にずっとお話を回していました。だけど、それではちが明かないということで、今回は冒頭にとにかく特措法の延長に関してきっちりとしたお話を聞かなかつたら議事を進めるわけにいかないぞというお話をしていましたので、委員長もそのことにご賛成をいただいて、させていただくようお願いいたします。

○須藤委員長 それでは、これは動議でございますので、最初の議題の諮問報告をやる前に佐藤委員が動議を発言したいということでお認めしてよろしいですか。これは委員会の皆様がそう

おっしゃれば、私はそのようにしたいと思いますが、いいでしょうか。（「お願いします」の声あり）いいですか、事務局。

順番からすれば、最初に審議事項をやってからと私は思ったのですが、動議でございますので、皆さんがいいということになれば、私はそのようにしたいと思います。（「ありがとうございます」の声あり）待ってください。皆さんがいいと言っていないので。

では、異議がないということで、どっちみち、佐藤委員の今のご発言はありますし、先ほどの部長の発言にもありましたので、それでは特にご異議がなければ、佐藤委員の動議を最初に、特措法に関してのご意見を伺うということによろしいですね。それでは、そうしましょう。どっちみち同じことですから。それではどうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 なるべくあっさりと思いたいと思います。今まで13回目だということで先生たちにお寄りいただいてご相談いただいたのが13回です。それで、何がどのように変わったのかということは今、一生懸命考えていました、今の皆さんの発言を聞いていて。何もなっていないなど。何もなっていません。人為的に浄化を働いたということは何もありませんで、あっちこっちから噴水が出るのですが、それだって原因がわかったわけでも何でもありません。もっとうちの近くで噴水が出るのでないか。子供たちが通っている道のそばで汚水が吹き上げるようなことにならないのか。その調査結果も、それは心配ありませんというご報告が出た覚えがありません。

それで、今回、お手元に先ほどお渡しいただいたように、河北新報の「持論時論」というところにちょっとしたいきさつで書かせていただきました。かなり厳重な検閲を受けまして1週間にわたって編集者と電話のやりとり、それからファクスのやりとりをいたしました。

その中で浮かんできたのは、宮城県がやっている支障除去対策というのは、これは間違いなく竹の内事案の風化・忘却大作戦なのだろうと。間違いありません。竹の内を担当する部局が県庁に移ってしまった。あそこから竹の内の何が見えるのだろうと思っていましたが、やはり風化させて忘れてくださいという作戦の一部であったのだろうということに気がつきました。これは間違いありません。今までのいろいろな言い争いを考えまして、風化・忘却大作戦だったのであると。

先ほど、うちの鈴木が、土地をあげるからちゃんとした管理をしてくださいというようなことを申しあげましたが、何の返事もありませんでしたと。農家にとって父祖伝来の土地をあげますからちゃんと管理してくださいということまで書いて県にあげますということをしたのですが、まことに無礼なことに、「そんなことは考えていません」と。県民を何だと思ってい

るのだらうと思っております。返事がないということは、「そんなこと、我々は考えていない。支障除去、それだったら何でもない」という言い方なのです。将来のことはまるで考えていないということを返事したということだと思います。

それから、支障除去対策という言い方をしていますけれども、これは原位置放置、もとの位置に放置した自然浄化法だと思っています。何も人為的な、人の英知を使った浄化法など行ってないのではないかと。原位置放置自然浄化法を行っている。いつまでかかるのかということにはわからない。部長たちが先日、環境省に行って第2次の特措法にまけてくださいという要請をしてきました。そのときの文章が漏れてきたのを読ませていただいたら、これは幼稚園の子供たちの作文以下だった。こういうものを持って東京まで行って環境省の役人に会ってくるのかと。私ならもう少しましな文章が書ける。

ここから大切なのですが、（「要点のみだけ」の声あり）いつも言われています。

実は今の特措法、これは100%、押しつけられたのですが、今度の3月で第1次の特措法は切れるのですが、「間に合うようにするには、今、あなたたち、うんと言わなければだめです」という言い方でうんと言わせられた支障除去法が今行われているのです。それは何のことはない、原位置放置自然浄化法だろうと。

それで、特措法の期限切れを理由に早く決心しろ、早く決心しろという言われ方で決心したのが今行われているものです。そのときに、もしお尻切れになって特措法が切れたときにどうするのと言ったら、科学的に100%自信のある方法だと言われました。「科学的に100%、自信があるからそんなことにはならない。もしなったら県費で単独でやるのだから、今、とにかく大至急、返事をしてください」と言うので受け取ったのが今の支障除去法です。それをひっくり返して今ごろになってどういう顔で環境省に行くのか、私はそのことを聞いたときに、ざまあ見ろと半分思っていました。あなたたちは問題ないデータしかやっていないからこういうことになるのだと。部長と竹対室長と、それから町の副町長もお供にさせられて環境省に行ってきたらしいのです。その間に私は環境省の係の人と電話で連絡をとっています。だめなのか、絶対だめなのかと。そうしたら、須藤委員長の名前は出なかったのですが、評価委員会できちっとした方向を出すなら考えますと。それは私に言ったのだから公式な発言ではないのですが、県の人たちが聞いてきたものよりもはるかに信憑性があるなと思います。だから、ここで今日中にそういう方向性を出していただくということが特措法の延長に乗っかる条件なのだろうかと今、思っているところです。

ついでに申し上げれば、これを書きながらこの中で一番削られて悔しかったのは、削られま

した、河北新報の記者に。住民の安心・安全と嫌になるくらいに聞かされてきました、我々は。だけど、住民の安心・安全なんかどこにあるのですかと。トラックは中に入ります。それから周辺部には冷たい水やら、温かい水やら、電気伝導度500~1,000  $\mu$  S/cmも超えるような水がどんどん流れているのではないかと。それで、地震以降にどのデータを見ても新たに地下水位がぐんと下がっている。50cm、70cm下がっています。そういうことをきちっと検査しないでそのまま通してもいいのかという話があります。

これを見てください。これは場外に流れるU字溝の流れ、これはU字溝の壁ですね。こっちにも壁があります。真ん中にこういうふうに土を組んで、ここから水が湧いています。こっちは竹の内から流れてきた水、こっちは鉄バクテリアでしょうか、片一方はこうです。片方は、流れてきた水はこういうふうに澄んでいるというか、一見バクテリアないよなという画なのですが、実はここから出ている水の温度は何℃なのか、電気伝導度はいくらなのか、こっちはどうなのか。これは前からずっと話題にしていた、どこから出てくるかわからない湧き水で、1年中、13.4℃から16℃くらいまで、なって16℃です。寒いときは13.2℃とか、そういう温度で上下していて、この下には硫黄バクテリアがコロニーをつくと。どんどん増やしている。

これは荒川の河床のところですよ。これは田村先生と1回見てくださいというお話はしていましたが、河床に砂岩の露頭があって、貝の化石が入っている旗立層というところ、田村さんから教えられました。そこから湧き出ている水です。電気伝導度がこのときは390  $\mu$  S/cm、かなり処分場から離れていますので温度はあまり当てにならないのですが、冬は16.何℃ということになっています。これが1つです。

汚水がこういうふうに出ている。これは竹の内から来ている汚水なのだろうと。手で触ってここは三段池から流れてくるのでこの温度、こっちはこの温度、こっちは冷たいと。それはみんなわかるわけです。3℃、4℃の違いはあると。そういうものも支障にならないのかと思っているわけです。手で温度がわかるようなことになったら、これは支障と言うべきだろうと。

何で問題にしているかというところ、地震のときに水道がみんなとまりました。ここから水をくんで行ってこれで風呂に入っていいのかというお話が私のところに持ち込まれた。入ってみろという言い方はせず、それは宮城県に聞けという言い方をしましたが、冷たい湧き水なのですが電気伝導度がポンと上がっていて、これはきちんと見なければだめだという言い方をしています。

宮城県は1回見て何でもありませんでしたという言い方をしましたが、村田町は、さっき映った役場の職員と2人で温度と電気伝導度をはかって、機会があるたびに表にしてエクセルに

落していたのですが、今日、パソコンを持ってこないのがなくなったと。でも、温度と  
したら13.何℃とか、ここを測るといつも25℃あるなどという話、それはやはり先生たちに本  
気になって見ていただかないと、県が諮問事項ということで出してきたのは、いくら見ていた  
だいたって問題あるものは出さないわけです。そのまま行って先生たちにも環境省と同じよう  
に問題ない、オーケーという結論を出されたら、我々はどうなるのだろうか。安心・安全は  
我々のための安心・安全ということだと思います。安心・安全は現場のこわい業者が泥まみれ  
にして土の中に投げてしまったのですが、それを拾ってきた竹の内対策室は、よく洗わないで  
棚の上ののっけてそのまま干しているのです。こういうやり方でいいのか。

だいたい竹の内対策室が県庁の13階にあって、表に出てこないなんていう話があつてはいい  
わけなのです。環境省はそこまで見抜いてそういうふうに言っているのだろうということな  
ので、結論に行きます。

私は議会で今回、竹の内の請願を出されたのに紹介議員として紹介をいたしました。そのと  
きに言ったのは、村田町として議員たちが竹の内に目覚めていただいた。それから、特措法が  
だめになるかどうかわかりませんが、特措法も延長が決まりかかっていると。竹の内元年です  
と。地震以降、1年間眺めてきて、これはやっぱり本気にならなければならないよなという結  
論に達したわけです。だから、竹の内元年、ここから始まるよというお話をいたしましたので、  
先生方にもぜひ竹の内元年のおつもりで新しい安心・安全を受け取っていただければと思っ  
ております。後でまた。

○須藤委員長 ご意見どうもありがとうございました。趣旨はこれに書いてあるということす  
ね。ありがとうございました。

それでは、少し当初と変わりました、佐藤委員のほうから動議として特措法の必要性という  
か、継続性について強く発言をされました。これはここでいいの、悪いのという問題ではな  
くて、今日の審議を踏まえた上でその辺に触れることが必要であるかどうかは、その後に審議を  
したいと思いますので、今日の本来の議題である、先ほど申し上げた生活環境影響調査報告書  
の(案)について諮問事項として取り上げたいと思います。説明を願います。

○事務局（渡部室長） それでは、私から最初に諮問事項についてご説明をいたします。

A 3版の概要版とA 4版の少し分厚い本編の報告書と配付しておりますので、概要版をまず  
ご覧になりながらご説明を聞いていただきたいと思います。

1ページでございますが、今回は昨年10月から今年3月までの半年間の右側の表にある  
調査内容で調査を実施しました結果を報告するものです。

2 ページには、このモニタリング計画の調査項目、調査地点等を詳細に整理してございます。まず、調査ごとの結果の概要をご説明いたします。

3 ページでございますが、こちらは大気環境調査でございまして、処分場内と対照地点である村田町役場の2地点で、11月と2月に調査を行いました。

環境基準が設定されている4物質、それから指針値が定められている6物質、その他の22物質の濃度について、すべて処分場内と対照地点で同程度でございまして、環境基準あるいは指針値が設定されている項目は、当該基準を満たした結果でございました。

また、前回の委員会のご意見を踏まえまして、この環境基準あるいは指針値が定められている10物質の濃度について、県内の別な調査で、7地点で調査を実施しておりまして、その平成22年度の調査結果と比較をしてみました。このうち、トリクロロエチレン、これについては処分場内、対照地点の濃度が他の地点よりもわずかに高い傾向がございまして、その他の物質はほぼ同程度のレベルでありました。県内他地点の測定結果は、報告書本編の19ページに一覧表を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、5ページでございますが、硫化水素連続調査でございまして、処分場の東側敷地境界2地点、それから村田第二中学校の3地点で24時間、連続測定を実施しております。今期間におきましても、目標値であります0.02ppmを超過したことは1回もございませんでした。

6ページは、放流水と放流先である荒川の河川水の調査結果でございまして、11月と2月に実施をいたしました。

まず、放流水でございまして、分析したすべての項目で廃棄物処理法に定める放流水の基準に適合をしております。また、最近、測定項目に加えました溶存酸素量、これは9.1～9.2mg/Lということで、酸素の飽和度は85%、73%という結果でございました。

また、放流先の荒川の水質は、放流水の合流地点の上流側、下流側の2カ所で測定しておりますが、その水質は同程度でございまして、放流水が荒川の水質に及ぼす影響はほとんどないものと思われまして。

続きまして、7ページでございますが、こちらは処分場埋立区域内の浸透水、それから周辺の地下水の水質調査結果でございまして、埋立区域内9地点、周辺の地下水が4地点で測定を実施しております。また、浸透水の結果ですが、砒素が2地点、ベンゼンが1地点、BODが3地点で廃棄物処理法の基準を超過して検出されました。また、ふっ素、ほう素、これは9地点すべてで、1,4-ジオキサンは3地点で、塩化ビニルモノマーは1地点で、ダイオキシン類は2地点で地下水の環境基準を超過した値で検出されました。

このうち、1,4-ジオキサンは地下水の環境基準が設定されたことを受けまして平成22年度から項目に追加しておりますが、浸透水のすべての地点で検出されており、環境基準を超過している地点もあることから、今後ともその挙動を注視していく必要があると考えております。

また、硫化物イオン、これは硫化水素ガス発生との関連があるということで測定項目に加えたところでございます。9地点のうち、4地点で検出され、その濃度範囲は0.1～8.0mg/Lということでございました。

また、処分場周辺の地下水については、11月の調査で上流側のH17-19で砒素が環境基準をわずかに超える値、0.011mg/L検出されましたが、土粒子の成分が影響したものと考えております。

それ以外の項目につきましては、上流側、下流側のすべてで基準に適合しており、また、上昇傾向も認められませんでした。

9ページをご覧ください。

9ページは処分場内の状況把握に関するモニタリングのうち、まず発生ガス等調査でございます。この調査は毎月1回、処分場内11地点の観測井戸で発生ガス及び浸透水の調査を行っているものであります。硫化水素の濃度は一番高いH16-11で最大400ppmでありました。その他の地点は100ppm以下の濃度でございます。平成13年度の測定開始当初と比較すると、全体的には減少傾向にありますが、最近が目立った減少傾向はなく、おおむね横ばいの状況となっております。メタンの濃度はH16-5で最大94%あったほか、H16-10、H16-11で、他の地点と比較してメタン濃度が高い状況でございます。

次に、発生ガス量ですが、H16-5で2月に1.7L/分、3月に7.3 L/分とかなり多い値を示しております。その他の地点は1 L/分以下という状況でございます。

なお、No.3とNo.5の観測井戸につきましては、以前から浸透水が噴出する事象が発生してございますが、この半年間でも両井戸ともに11月と1月の調査時に噴出事象が発生いたしました。

次に、(2)の浸透水であります。硫酸イオン濃度は、変動はありますが、比較的高い値を示しているところがH16-5、No.3とNo.5、No.5は最大230mg/Lということでした。

塩化物イオンの濃度は、H16-3、H16-5、H16-11が比較的高い値で、その他の地点は200mg/L以下という濃度で推移してございます。

(3)の下流地下水、(4)の放流水でございますが、先ほど説明しました年4回の調査に加えて月1回、簡易な項目の測定を追加して毎月実施しております。今後、データを集積して評価してまいりたいと考えております。

11ページにつきましては、地中温度でございます。地中温度は観測井戸14地点について1 mごとにその井戸の中の温度を測定しているものでございまして、12月と2月に測定を行いました。最も温度が高かった地点はH16-13で12月は30.9℃、2月は30.7℃でございました。廃棄物埋立区域外のLoc. 1Aと比較すると、温度差が20℃弱高い状況にございます。ついで高い地点がH16-13でございます。これらの地点の付近では微生物による廃棄物の分解反応が特に続いているものと考えられます。

12ページは地下水位の調査結果でございます。昨年3月の大地震で地盤沈下が生じたためにこの大地震以降の観測水位を地震後に測量した地盤標高をもとに補正をしておりますので、今回の報告では1年分を調査結果として取りまとめてございます。

13ページ、14ページにその水位の変化をグラフで示してございますが、一番左側のグラフが埋立区域外の地下水5地点のグラフ、その右側と14ページのグラフは、廃棄物埋立区域内の9地点のグラフでございます。このグラフをA3版に拡大したものは本編の104から106ページにありますのでご参照いただきたいと思います。

12ページに戻っていただきますと、各観測井戸の最高水位と最低水位の変動幅は真ん中の一覧表に整理してございます。平成22年以前とおおむね同様な状況にございます。また、水位は上流側が高く、下流側が低いということで、浸透水の流れる方向は処分場の奥側、上流側から入り口側になっていると判断できます。

次に、地震の影響で地下水に変化がありましたので、その状況を簡単にご説明いたします。

12ページの右上の表は、平成20年度～23年度までの地点ごと、年度ごとの1年間の最低水位標高を整理したものでございます。この表の右端の地下水変動量は、平成23年度の最低水位を過去3カ年の最低水位と最小値と比較した変動量としてあらわしたものでございます。この最低水位で比較した理由としましては、最低水位は地下水位のベースラインということで年度ごとの降雨量の影響が比較的あらわれにくいと判断したことで最低水位を比較してみました。この表を見ますと、最低水位はLoc. 1A、1Bを除いて埋立区域以外の上流側、埋立区域内、埋立区域外の下流側と全般において全体的に低下してございまして、最大で78cm、平均で35cm水位が低下しているという結果になりました。Loc. 1A、1Bの水位変動がほとんどないということにつきましては、この井戸は他の井戸と異なりまして地表面から14～19mに位置する帯水層の被圧地下水を観測しているためと考えました。

また、右下の表は、地盤標高の変動量、これは後ほど報告事項でご説明しますが、地盤沈下量と地下水変動量を地点ごとに比較してみたものです。

Loc. 1A、1B、H17-15の3地点を除いては地盤沈下量より地下水位の低下量のほうが大きく、見かけ上の水位も若干低下していることとなります。

15ページをご覧ください。多機能性覆土状況調査でございますが、今回もグラウンドエアシステムで2回調査を実施しました。2回とも多機能性覆土の施工をした地点13地点、それから比較対照地点13地点、いずれも硫化水素の濃度は定量下限値の0.2ppm未満という結果でございます。

16ページはバイオモニタリングの結果でございます。放流先の荒川の上流、下流でAOD試験を行いました。11月の調査では、荒川上流で470%、下流で420%、2月の調査では、上流、下流ともに750%ということで、上流側、下流側に差はございませんでした。また、400%以上ということであれば、普通魚類が生息に支障がないレベルとされておりますので、両方とも400%以上ということで魚の生息に問題のない状況であったと思います。

各調査結果は今まで説明したとおりでございますが、この概要版の1ページにお戻りください。1ページの大きな2番に環境モニタリングの結果及び評価ということでこの半年間の調査結果を総括してございます。評価の案といたしましては、本期間中の環境モニタリングの結果、敷地境界での硫化水素濃度、地下水及び放流水の水質は、法令の規制基準を満たしており、また、処分場の発生ガス、浸透水等による大気汚染、水質汚濁は認められず、周辺地域の生活環境に支障を及ぼす状況にないいたしました。

なお、付記事項としまして、処分場内観測井戸での調査の結果、依然として周辺の地中温度よりも20℃高い地点があること、砒素、ベンゼン、BODが複数の地点で法律の基準に適合していないこと、また、一部の井戸でダイオキシン類、1,4-ジオキサン等が地下水の環境基準を超えることなど処分場内部は安定した状況には至っていないことから、引き続き周辺環境への影響及び処分場の状態把握するためのモニタリングを実施し、その結果を踏まえ、必要な形を検討するなど適切な対応を図る必要があるとしております。

審議事項のご説明は以上です。

○須藤委員長 室長、ご説明ありがとうございました。

それでは、委員の先生からご意見を伺いたいと思います。質問でも結構でございます。結論は前回とそれほど変わっていないわけですが、もう少し具体的な中のいろいろ変動等についての表現は少し変わったところがあります。全体的には周辺環境への影響はないと、測定結果から判断をされたというのが原案でございます。

井上先生から順番にどうぞ。二回りしても結構ですから。最初のほうの方はすぐ思いつかな

いかもしれませんので。順番にこちらからいきましょう。

○井上委員 モニタリング井戸でLoc. 1Aと1Bですが、今まで私も状況をよく把握していなかったといえはしていなかったのですが、ここは、要するに被圧地下水であったということですが、何となく今までは全部自由地下水を測定していたのかなと勝手に思っていたのですが、実際はここが被圧地下水だということで、ここに流れている水が本当にこの下流側の代表地点として見ていいのかというのがわからなくなってきたので、そのところについて周辺の地質の状況などを含めて少し説明していただきたい。

○須藤委員長 そこは質問なのでお願いします。

○事務局（渡部室長） Loc. 1AとLoc. 1Bは、1Aのほうが地表面から約19m、1Bのほうが14mのところの砂層、帯水層をねらって設置してございます。それぞれの管頭水位は地表面から1m近いところまでの高さで観測されておりますので、そういった意味で被圧地下水という言葉で今回ご説明いたしました。

それから、下流側の地下水のモニタリング地点としてどうかという点でございますが、この調査で今申し上げました14mから19mに存在する砂層、これがこの処分場の保有水が下流に流れるところの主要なルートであると整理、判断をしてございまして、それを踏まえてその場所が処分場下流側の地下水のモニタリング地点としてふさわしい地点と整理をしてございます。

○須藤委員長 先生、それでよろしいですか。

○井上委員 ご説明ありがとうございました。その上でもう一つは、やはり震災によってかなり、この後詳しくご説明あるのかもしれないのですが、地点の標高も変わって、あと地下水の水位もかなり動いていると。地震の前後の状況の変化が一応データとしては出ているのですが、その辺のところ、まだ私自身も整理がついていないのですが、どのように考えればいいのかというあたりを、大きくは変わっていないのか、やはり何か変化が生じているのか、その辺のところをコメントいただければと思います。

○須藤委員長 これは、ほかの先生からも質問があると思いますので、一通り終わってから3.11後の影響評価についてどのように考えたらいいいのかということについて議論をさせていただきたいと思います。それが先ほどの特措法との関係にもなると私も思いますので、今の井上先生の質問へのお答え、少し待っていただけますか。岡田先生、どうぞ。

○岡田委員 それでは、少し気がついたところをお聞きしたいのですが、3ページの黒四角の真ん中のところですが、トリクロロエチレンについては平成22年度と比較してということがありますが、この図を見ますと、ほとんど同じになっていますし、場外のところは役場しかないの

ですが、高い傾向にあるというのですが同じではないかと思えます。

○須藤委員長 いいですか、そこは、質問なので。

○事務局（渡部室長） 少し説明が不十分だったと思いますが、トリクロロエチレンが比較的高いと申しあげましたのは、この処分場なり、対照地点の村田町役場の調査結果自体ではなくて、この調査結果を県内の他の調査地点の調査結果と比較したときに、トリクロロエチレンについては処分場なり役場の測定結果が高い傾向にあるというご説明を申しあげたところでして、本編の19ページに県内の他の地点の測定結果を載せてございます。

○須藤委員長 全県の中で高い値ですよということを言いたいわけですね。

○事務局（渡部室長） はい。

○須藤委員長 処分場のことではないですね。そういう意味ですね。

○事務局（渡部室長） はい。

○須藤委員長 その2つが高いですよということを言いたかったわけですね。処分場の中で高いのではなく県全体の中で高いですよという意味ですね。いいですね。

○事務局（渡部室長） はい。県内のほかの地点と比較して高い。

○須藤委員長 岡田先生、いいですか、どうぞ続けてください。

○岡田委員 概要書ですから短くし過ぎのところがありますね。でも、これは外に出ますので。

あと7ページの黒四角ですが、砒素とベンゼンではこうですが、他のものは基準以下であったとか、それをあわせて書いていったほうがわかりやすいと思います。

○須藤委員長 いいですか。はい。

○岡田委員 あとは硫化水素で少しお聞きしたいのですが、9ページに硫化水素のグラフが2つありまして、下のほうは、管頭下1mと書いていますけれども、上のほうはどこの数値ですか、表面に出てきている時点の数値でしょうか。

○事務局（渡部室長） これは同じ管頭下1mで測定したグラフでございますして、上と下、同じグラフですが、表示が、片方が対数表示、片方は一般的なグラフにしているだけの差でございます。

○岡田委員 わかりました。測定は同じではないかと思っていたのですが、どこかに書いていましたね、対数というのは。失礼いたしました。

それで、5ページの硫化水素連続測定は定量下限値が非常に低いのですが、多機能性覆土調査の場合は下限値が0.2ppmで、これは測定法が違いますので測定法の違いをどこかに書いておかないと、片方は0.005ppmで片方は0.2ppmが下限値であるというのは同じ報告書の中でおかし

いので、そこのところは表現をきちんとしていただくと誤解を受けないのではないかと思います。以上でございます。

○須藤委員長 ありがとうございます。大宮委員、どうぞ。

○大宮委員 大宮でございます。まず、今回の資料、環境影響調査報告書（案）の1ページの2番、環境モニタリングの結果及び評価についてですが、私は中身については詳しくはわかりませんが、この評価の記載の中で前回第12回のときに、「また、モニタリングデータが蓄積されてきたことから処分場の将来見通しが立つようなデータの解析の検討などもあわせて行う時期に来ている」の文言が追加されたと思ったのですが、今回記載されておりません。この辺について1つ。

あと、下から3行目、「その結果を踏まえ」の次に、前は「必要に応じて追加調査の実施を検討するなど」とあったのですが、今回は「必要な措置を検討するなど」に変わっているので、その辺の意味合いといいますか、変わった状況等をお話しいただきたいというのが1つでございます。

もう1つ、これは1人の評価委員としてですが、住民の立場になってしまうかも知れませんが、一言発言をお許しいただきまして、（「はい、どうぞ」の声あり）23日に町の評価委員ということで藤巻先生と佐藤委員、私、それから町長、副町長が入りまして処分場に係る打ち合わせ会といいますか、情報交換会を開かせていただきました。その中で県の評価委員会でもお話しさせていただきたいこととして、評価委員会の中で話していいこととそれを超えるものがあるとは思いますが、その辺を区分けしまして、今回私も初めてなものですから一言だけ、考慮しながら2つ3つ話させていただきたいと思いました。（「はい、どうぞ」の声あり）

1つは、あいさつの中で部長が申されました産廃特措法の来年以降について、該当、不該当になるかわかりませんが、今後、当然、環境モニタリングが実施されていくものと考えておりますが、その産廃特措法延長にかかわりまして竹の内処分場が継続して該当されるように財政的なものの事情等を考えまして、国への要望、働きかけの最大限の努力をお願いしたいということでございます。

2つ目としまして、環境モニタリングの継続はもちろんですが、見通しや追加調査等の検討についてもお願いしたい。

もう1つ、地元住民対策の今後につきましても、モニタリング結果等の説明会、今も実施していただいておりますけれども、生活環境において安全・安心ということで生活面に適切な対策の実施をお願いするというので3つほどお願いしたいということで、今回、初めて出席さ

せていただきました評価委員会の専門の先生方のご意見、ご指導をいただきながら、地元住民の意見も取り入れた形で将来の処分場、その辺についてもご検討をいただきたいと私個人的に思っているところがございます。そういうことで発言とさせていただきたいと思います。以上でございます。

○須藤委員長 どうもありがとうございました。

どうでしょうか。先ほどの井上先生の質問とも関係しているのですが、全部まとめたほうがいいですか。それとも井上先生のところも入れて今お答えになりますか。確かに前回の評価のことについて、今後どうしますかということが書いていないですね。そのところもあるので、今、お答えにならないと忘れてしまうでしょう、どうですか。井上先生の質問は特措法の継続の問題ですね。今の大宮委員も同じことをおっしゃっておられるから、さっきの井上先生のも入れてください。

○事務局（渡部室長） 井上先生の地震前後の状況の変化をどういうふうに考えているかというご質問ですね。まずそれについて。

実際、この大地震により処分場を含むあの地域で地盤沈下が起きたり、水平方向の移動、座標の移動も起きたりしていると。それから、処分場内を見ますと、亀裂が発生したり、あるいはガスが噴出したり、側溝に亀裂が入ったりとかなり大きな揺れに見舞われ、かなり大きな地殻変動の影響を受けたものと考えてございます。とりわけ先ほどの説明の中では、地下水位に地震前後でだいぶ変化があったという状況もございます。

一方で平成23年度に地震以降のモニタリングをしていきますと、そういうガスの発生状況とか、水質の調査結果、こういったものについては地震前後で変化はほとんどないということで、それから判断しますと、確かに処分場には大きな力が加わり、それなりの損傷を受けたと。ただ、水質とか、ガスの発生に関する影響というものはほとんどあらわれていないということで、そういった意味では処分場の状態は環境面から見ると、地震の前と後では大きな変化はないものと認識しております。

なお、水位の変化がどういったメカニズムで起きたか、そういったことにつきましては専門委員の方にいろいろご意見をお聞きしたいなというふうに思います。

それから、大宮委員からのご質問の前回の調査報告書の記載との違いでございますが、前回の将来見通しのためのデータ解析の検討につきましては、今回報告事項の中で実際に資料を作成してみましたので、それは手をつけたということで今回の評価の文面からは削除をしたところでございます。

それから、「モニタリングの結果を踏まえて今後の追加の検討など」というところを「必要な措置」と変えたのは、モニタリング項目の追加も含めそれ以外のこともということで、幅の広い表現に変えたということでございます。以上でよろしいでしょうか。

○須藤委員長 大宮委員、とりあえずはよろしいでしょうか。ほかの先生からご意見あると思いますけれども。ただ、前回、これから評価しましょう、見通しをしましょうと言って、今回やってみて、引き続きそれをしましょうとしておかないと、もう終わってしまったみたいに聞こえるので、それは後でどう修文されるかわかりませんが、とりあえずその辺は入れておいてください。そうしないと、1回言ってこれで終わったとなるといけませんので。風間先生、どうぞ。

○佐藤委員 今の井上先生の話で、（「井上先生の質問の話、地震前後の話」の声あり）一生懸命先生と同じことを考えておりました、今、山谷さんに地下水位の変化がおかしいよというグラフを画面に出してもらいました。地震で、Loc. 1A、Loc. 1Bでこの線の違いが被圧されている証拠だということで今までずっと説明されてきました。ここで地震が起きた、下がったと。何でこういうふうに回復するのだろうかというのが非常に不思議です。すぐ回復はしなかった。

それで、この線が15.5mの線です。地震以降に15.5m以上に上がって9月の中旬、10月秋口まで15.5m以上の水位を保ったと。2孔とも。それで、これは外から見ているところから漏れている、ここから漏れている、ここからも盛大に漏れているということでわかっておりました。どうも秋口になって下がったなと言っていたら、どんどんと下がり15.5mを割ってしまっているわけです。

今、新しいデータがありませんのでどうかわかりませんが、これは藤巻先生に「先生、処分場は穴あいてしまって漏れてしまった」というお話をしたことがあったと思うのですが、それはこの図だったのです。まさにこのところはおかしいな、おかしいと言いながらずっと見ていたところでございますので、これはやはり掘ってみなければだめだろうというのが1つ出てくるわけです。Loc. 1A、Loc. 1Bは場外だと言われているわけです。ここまで竹対が一生懸命グラフを見ていたかどうかということになるとわかりませんが、どんどんどんどん下がっていくのか、やはり底が抜けたのか、ということになってしまう。穴を掘ってきっちりと検証すべきだろうと思っているところでございます。

もう1つ言います。ここの温度変化と、さっきお見せしたU字溝の中腹から150mmの塩ビパイプで出ている水の温度変化はやや似ている、ややとこでなくて、ここの水が行っているのではないかなと思うところです。

○須藤委員長 それでは、どうぞ、風間先生。

○風間委員 お話を受けて、まず地震を受けて地下水位が下がった件ですが、これは明らかに処分場内の水の収支というか、流れが変わっています。入ってくる量が減ったか出てくる量が増えたか、基本的には入ってくる量が減ったか、出てくる量が増えたかはわかりませんが、20cmほど廃棄物層の中に沈下していますので、すかさずだった廃棄物層が揺らされて圧縮沈下したことは確かだと思います。それに伴って、当然、圧縮されていますから地盤の透水性が変わって流況が変わることは考えられることだとは思いますが。

もう1つは、先ほど井上先生がおっしゃった、Loc. 1AとLoc. 1Bが廃棄物層の中を水平に水が通ってくるような流れのモニタリングになっているかどうかというところは、きっちり調べたほうがいいと思います。実は昨年、この浸透流解析をやってみたのですが、単純に言いますと、廃棄物層のほうが透水性が悪くて、お椀の中に透水性の悪いあんこが溜まっているような状況で、その外側を水が流れているような状況ですから、廃棄物層の浸出水というのはそれほど水平方向の流れはなく、むしろ上下方向の流れのほうが多いくらいで、外側の流況の速い水のほうに出ているような感じになっています。

これは処分場の廃止基準とも関係すると思いますが、その話はまた後で出てくるのかもしれませんが、モニタリングをしていて廃止基準にどういうふうに近づくかという見通しを見た上で、それが100年かかるのか、1000年かかるのか、このままだとどうなるのかわかりませんが、その見通しが無いようであれば、やはり特措法の中で積極的な対策を打つような施策を行う選択肢もあると個人的には思います。

○須藤委員長 どうもありがとうございました。それでは藤巻先生、どうぞ。

○藤巻委員 継続しているモニターですが、たいていの元素は、元素といいますか、例えば有機物がどうなっている、こうなっているというのはいいのですが、本日、じっと見ておりましたら、7ページ目にほう素がやや多いと。それから私にとっては少し聞きなれない1,4-ジオキサンというものがあるのですが、こういうものが多いとステートメントで述べるか述べないか別として、こういう図を出したら、できればこれは廃棄物の処分場ですから、そこに何が埋められているかわからないですが、例えば硫化水素が出てくれば何が入っていたかと予想がつかまずし、メタンガスが出てくれば何が入っていたか、こういう予想できるものを一言何かコメントを入れられたらどうでしょうか。それがまず1つ。

それから、もう1つは、僕は9ページ目を見ていて困ったなと思ったのですが、村田町に住んでいらっしゃる方が竹の内から出てくる硫化水素によって健康を害していらっしゃるという

方が何人もおられました。硫化水素がたくさん出てくるというので、例えば石膏ボードとか、その他の類似のものが埋められていてそれがどんどん硫化水素のガスとして出てくる。佐藤委員の先ほどの発言にあったように、何もしないでそのまま放置して自然に浄化すると、これは県の予算もありますので一概にどうのこうのと言えるわけではありませんが、多機能性覆土で硫化水素を押さえ込んだということで、中にある硫化水素のもとになるものが減ったということが1つ言えると思います。どんどん下がっているところを見ますと。

ところが、この黄色い点はH16-11ですか、これは途中からデータとしてつけ加わったようですが、ボンと高く出てくると。「待てよ、これはもしかすると、ほかを掘って調べるともっと出るのかな」となりかねない。ちょっと不安がありますので、そここのところは住民の皆さんの疑心暗鬼を招かないような作文にさせていただくか、何か手を入れていただいたほうがよろしいのではないかと思います。そうしないと、「ここを掘ってみろ、ここを掘ってみろ」とやっていって、どんどん硫化水素が吹き出していってしまうと非常に困りますよね。そうではないですよ。

○須藤委員長 室長、どうぞ。質問です。

○藤巻委員 掘っていったらどんどんどんどんあっちもこっちもバンバンバンバン硫化水素が出てきてしまったら困るのですが、そうではないですよ、大丈夫ですよ。例えば硫化水素が出ているのであれば、上にいっぱい植えてある草が一部枯れるとか、何かいろいろなことが起こると思います。ですから、そういうところから判断して、あちらこちらでボンボン出ているわけではなく、出ている、危ないと思われるところはすべて観測しているという一言でいいと思います。多機能性覆土も有効に働いているのだと思いますので、硫化水素については下がりつつあると述べられてもよろしいのではないかと思います。

ところが、あそこはもともと湿地で植物がいっぱいあった。埋立てをするのにどんどんその辺にあった木とか有機物関係のものが下にあったのに埋めていった。たぶん夜陰に乗じて建築廃材なども相当入っている。これは相当入っているに違いないから、やがてメタンなどがどんどんどんどん増えてくる。分解腐敗で非常にその点が気になったのですが、9ページ目のメタンの量を見ると、決して減ってなくて変化なし、むしろ、もしかすれば増えているかなと思えなくもないです。もちろん、このメタンが発火するような量が出るわけではないので特に問題はないかもしれないのですが、困ったことに、メタンに対して多機能性覆土は効果ないですよ。（「そうですね」の声あり）

そうすると、このまま低い値を保ってくれていればいいのですが、どんどん上がっていった

りすると、健康に被害があるくらい増えるかという、僕は増えそうもないなという気はするのですが、竹の内の近く、または風下側にお住まいになっている方は、やはり気持ちが悪いと思います。この点を今後、どうするか、少し考えていただく必要があると思います。またこの委員会で議論する必要もあると思います。

そうしないと、例えば硫化水素だけ見ると、随分長い間、待ったがだんだん下がってきて、漸近線のゼロみたいになんてほとんど何も問題なくなってきました、硫化水素は大丈夫ですと言えるが、いやいや、実はメタンが増えていますということになると、住民の方の安心・安全にならない。いったいあと10年我慢するのか、100年我慢するのかという話になってしまって、これは大変お気の毒で、そこに座っていらっしゃる環境生活部の方々も、本人が責任ある位置にいたときにこの件が起きたわけではなくて、前の方から、その前の方からこれを引き継いできてえらいところでこれにぶつかってしまっているという状態なので、現在の宮城県の責任ある立場にある方を直接非難するということではできないわけではないですが、名前はなくていいので、県全体として、やはり工程表のようなもの、あと10年我慢してくれ、あと5年我慢してくれ、そういうものを示していただければと思います。例えばずっと前にありましたトリクロロエチレンとか、ベンゼンとか、こういうのはバックグラウンドですよ。今後、すっかりよくなりましたと言い切れるわけです。硫化水素についても、PRBもP&Tもやらなかったけれどもぼつぼつよろしいところまでもしかすれば来ているのかもしれない。まだかもしれない。でも、少し目立ってしまったのが、例えばほう素であったり、1,4-ジオキサンであったり、やや心配なのがメタンであったりというようなことがありますので、この委員会の目的ではないのですが、やはりどこかの段階で住民の方にきちんとした工程表が示せるような策を打てればと期待をしております。以上です。

○須藤委員長 どうもありがとうございました。

佐藤委員は先ほど発言があったので田村委員にいきます。田村先生、どうぞ。

○田村委員 地下水位のことに限って。いろいろなものの動きもありますが、媒介となるのは水ですので。先ほど井上先生や風間先生がご質問あるいはご意見としておっしゃったことと一部関連して気がついたこと、ご質問したいところがあります。

地下水位の変化は、図が出ております。それから測量をなさったということでその結果が出ていて、その関係、それとどう読むかということですが、いろいろ私も考えているうちに少し質問したいことが出てまいりましたので、実際地下水位の解析をされているコンサルの方がいらっしゃると思いますので、その辺も含めてお答えいただければと思います。

地下水位は、これは孔内に、穴の中に浮きのようなものを浮かべてその変化を自動的に観測しているわけですね、時間ごとに。

○須藤委員長 それはどうぞお答えになってください。

○事務局（渡部室長） 水位計をぶら下げていまして、水圧、気圧、圧力の変化で1時間ごとに観測しております。

○田村委員 圧力の変化ですか。水底に置いてある。

○事務局（渡部室長） だいたい10mぐらいのところにぶら下がっています。

○田村委員 そこにかかる圧の変化ということですね。そのゼロ点、基準の変化は管の中に基準があるのですか。

○事務局（渡部室長） 地面から立ち上がったところのある地点からワイヤーで引っかけて。

○田村委員 そこからの深さが自動的にはかられているわけですね。

○事務局（山谷） 地盤標高をゼロとして測定するように設定してあります。

○田村委員 地盤をゼロとするようにして、そして立ち上がりの分、頭は少し立ち上がっていることが多いですが、その分を引いてそこをゼロとして。それが今般の地震でもって地盤が下がって、その際にそのゼロも動かした。

○事務局（渡部室長） はい。

○須藤委員長 下がったのではなくて動かしたのですね。

○事務局（渡部室長） はい。

○田村委員 地震が起きてから水準測量するまで若干時間がありますよね。その間の観測値、水位の観測値はどのように処理されていますか。

○事務局（渡部室長） 去年の12月と今年の5月に水準測量を実施しまして、井戸の地点の地盤標高については正確な地震後の標高を測りましたので、そのデータを使って先ほどの水位計で出たデータを……。

○田村委員 3月11日に遡って補正した。

○事務局（渡部室長） はい。正確な標高水位に換算する式を直しまして、3月11日に遡って補正したということでございます。

○田村委員 それが今回この図になっているということですね。だいたいわかりました。

○須藤委員長 よろしいですか。

○田村委員 質問したいことはわかりました。

○須藤委員長 今のやり方でよろしいですね。

○田村委員 水位の絶対標高、海拔がどうかということはそれでもちろん出てきます。地盤は現実には3月11日に大きく沈んで、その後、ごくわずかに回復していると思いますからごくわずかな変動はあると思いますが、それはあまり速いものではないからそこはよろしいかと思えます。

実は水位が変化するのは地盤の変化だけではなく、先ほど風間先生がおっしゃったような水が流れてくる収支によって変化することがありますし、それから地震を起こしたときの地殻の変動、それによる圧の変化がございますから、そういうものもあります。例えば3月11日に大きく下がっているのは、これは地盤が下がったということよりもたぶん地殻全体が引っ張られて下がっているのだと思います。その後、回復してきているところに沈下の影響はあるだろうと思います。

そんなこともありましてなかなか水位が変化したからすぐそれでもって、つまり測られて出てきた水位が変化したからそれでもって流れの道筋が変わったかどうかという議論は、にわかにはできないところがありまして、ほかのいろいろなことを考えてみななければいけないことがあると思います。しかし、風間先生がおっしゃったように、振動することによって軟弱なものが収縮したということは明らかにあると思いますから、それはかなり直接的に地下水位のほうに変動してきているはずですが、もしそれで圧密、収縮しただけならば、見かけ上、地下水は少し上がってもいいのですが、絶対標高との関係でこういうことになってきているのだろうと思います。

地元の方も含めてご心配があるのは、それに伴って流れの道筋が変化して汚染されている廃棄物の中の水がよりたくさん、あるいはより早く場外に出てきているのではないかということだろうと思います。しかし、廃棄物の透水性は減っています。廃棄物全体の透水係数がどうのこうのということは、何がどういふふう埋まっているかによって言いにくいところがあるかと思いますが、それと廃棄物の周りというか、下にある、もともと谷底にあった砂などは、廃棄物より速いと思います。周囲の岩石、際の岩石、これはもう一桁も二桁も小さい透水係数のところですが、そういう構造を考えて、基盤の中に今度の地震によって何か大きな亀裂でも生じてしまってそこを通過して水が新たに動くようになったということがなければ、場内の地下水の流出に大きな変化があったとは考えられないのではないかと思います。

観測上、若干上流と下流の水位差が小さくなっています。地下水面の勾配が少し小さくなったことは確かだと思いますが、それに基づく流速の変化というものは、もともとかなり遅いと私は踏んでいるのですが、水位の変化だけから考えますとパーセントにいかないくらいの変化

だと思います。したがって、いろいろ何か気になる現象が出ていることは確かで、私も伺った限りではよくわからない不思議なことがいろいろあるのですが、それについて調べてみることは大変結構なことだと思うのですが、ここに出てきたデータだけから見ると、あまり大きな変化、地下水の流動傾向に大きな変化が出てきた、あるいは変化を起こすような素因がここにあるようには今のところ、私には見えないという気がいたします。

特措法の話は、これから皆さん、されると思うのですが、これからの予測、処分場近辺の水、地下水、汚染水を含めた挙動の予測をすることが特措法の延長を要請することにどう寄与してくるか、それによってこの会として考えられることは考えたほうが良いと思っています。以上です。

○須藤委員長 ありがとうございます。

佐藤委員、最後になってしまいましたが、今度は委員として、先ほどは違う立場、住民の立場もあったと思いますので。

○佐藤委員 どういうふうな立場でここに来ているのかなといういろいろな期待があるのですが、現場の状況をここに運ぶというのが一つ大きな役割だろうと思います。それが明文化されて書いてあります。それが一つなのだろうと思っておりまして、ここで先生たちがいろいろ表にあらわれた乏しいデータで「大丈夫だ、大丈夫ではない」という言われ方をされても、我々の安心・安全はどこに行ってしまうのか、ということになります。それはやめていただいて、本当は「この水、このくらいの温度だよな、こっちはこうだよな、なめてみたらしょっぱいよな」など、実際現地でのお話し合いということが一番大切なだろうと思っております。

山谷さんなんかとてもかわいそうだと思います。現地のことがよくわかっているのに、県庁に帰ってくると、「そんなことはない」と上の人から言われてしまう。実は本当に私ごとなのですが、県庁をやめて坊さんの弟子にならないかというお話をいたしました。とても皆さん、かわいそうなので。誰かが上のほうで抑えている。自分で思ったことができない。地下水位グラフの画面出ませんか。

○須藤委員長 画面出しますか。

○佐藤委員 これを見て下さい。こっちはぎざぎざだよな、流れたりとまったり、流れたりとまったりだよなと。ここから見ていただくと地震で1回上がってひゅっどぎざぎざがとまっている。これが本当です。そこで廃棄物がどうなったのかということは予想がつくのですが、落ちて流れるようになったのかなというのはあります。でも、掘ってみなければわからない。

本当に乏しい材料でああでもない、こうでもないと土の中のことを云々していただいて「あなたたち、安心だからね」ということを言われても、やはり土地の人間としたら、そんなことはとんでもない。

幸か不幸か、ボーリング孔は全部捨てていただいておりますので「No. 3、No. 5、何でここだけ出るの」ということだって説明がつかないわけです。そこはやはり掘り直してください。掘って中のコアを見て有機物がどのくらいだ、廃棄物はこうだという分析をきちっとするべきです。それであと10年で終わるとか、あと50年はかかるというお話をいただくと、周りの人たちは引っ越すかということになるのではないだろうかと思います。とにかくここで話ししても全然我々のところまで響いてこない。安心・安全にはなりません。そのことだけを申し上げておきます。

あと、あの地下水位グラフは非常におもしろいと思って見えています。でこぼこがあるうちは、私は信用しません。すっとなっているというのが当たり前の話で。だめですね、あれは。（「住民説明会をやらしてもらわなきゃない」の声あり）

それで、特措法のことに関して、そういう約束で特措法を受けたというか、今の支障除去対策が行われているわけですから、それがだめになったら本当はざまあみろなのですが、困るのは県庁ではなくて我々自身なのです。住民説明会をきちっとやるべきなのだろうと。あのときの勢いで科学的に絶対自信があるから、2人だけぎゃあぎゃあ言わないでこのことを受け取りなさいということ言われたわけですから、そのところはきっちりと納得いくような説明をしてもらわなければならない。

それから、3月で特措法の今のやり方が切れるのであれば、3月までに我々住民の本当の意味での安心・安全を、そんなところに座っているひまなどなく、明日から竹の内に出かけていって我々の心配事が何なのかということを知っていただいて、3月までに大丈夫ですよという調査結果を上げていただくしかないと思っています。特措法がだめになったら、それをやるのが当たり前だと。

もう1つだけ最後に言いますと、宮城県が中に入ると、せっかくの特措法もごちゃごちゃになってわけがわからなくなる。だから、我々は直接環境省と相談しながら計画を立てる。それから今後の対策をやる。宮城県は引っ込んでいただいてお金の計算だけしていただければいいのではないかということ、今朝、ある仲間と一緒に一生懸命論議してここに臨んだということでございます。余計なことはしてもらわない。言い逃ればかりはもうたくさんだということです。モニタリングというか、ボーリングをきちっとするところはする、中身を出すところ

ろは出して調査しなければならない。そうしないと、先生たちもあなた方が与えた乏しいデータであらうと言って、後であのとき間違っただという話になりかねないと思っています。以上でございます。

○須藤委員長 ありがとうございます。

今の環境影響評価の部分について、周辺環境へ大きな影響がないということは、全委員、納得をされているわけですが、個々の問題になると、それぞれ疑問をお持ちでございます。

それから、将来の見通しについても非常に不安であるということだし、将来のロードマップのようなものもつくられていないので、処分場の廃止に向けてのロードマップというか、見通しというか、そういうことも、この結果を踏まえて評価をここでできるわけではないのですが、その辺に不安なり、あるいは心配なりをお持ちであるということは今、それぞれの先生からご意見を、専門家の立場でご意見いただきました。

それから、個々の1,4-ジオキサン、メタン、硫化水素など、その辺のことについてはまた別途やるとして、ここで渡部室長、そういう意見があつて、県として最終的にはこのモニタリングの答申をしなくてはならない。諮問を受けたのだから答申しなくてはならない。私はこの記載では前回と同じように不十分だと思います。特に後半については。これからの対応とお答えを、個別でなくて結構ですから、全体としてやっていただけますか。県の考え方というか、今、先生方が非常に疑問というか、不安なり、あるいは質問なりされているわけです。1個1個でなくていいです。風間先生がこうおっしゃったけどこうだとか、1個1個言ったらずつとかがかってしまいますので、いくつか代表的な部分でまとめてください、そちらの立場として。

○事務局（渡部室長） 藤巻委員からは、調査結果の記載が言葉足らずということで、1つは実際問題があるのかなのか、これを見て住民の方々がどういうふうを感じるのか、そういうことまできちっと頭の中で描いて表現なり記述を考えるようにとご指導いただきました。

それからもう1つ、将来いつまでにどういう状態に持っていくという工程表のようなものが示せるような何らかの策を考えるべきというご指摘がありました。これにつきまして前回の評価委員会でも将来の見通しに結びつくようなデータの解析なりを検討すべきという意見もいただいておりますので、後ほど報告事項の中で説明しますが、資料にしてみましたのでそこで改めてアドバイスをいただきたいと思います。

○藤巻委員 特措法との関連で、例えばあと3年でここを普通の芝生の公園にできるということに何とか話を持っていけば、国からの措置するためのお金は引き出しやすくなりませんか。ただモニタリングをしているだけだったら、これはなかなか難しいと思います。10年近くやって

きてこうではないかという話になって、それを打ち切って勝手に取り下げて終わりかもしれない。攻め方を変えて3年で終わりにするとか、いや、1年半で終わりにするという作文をして国に持っていったらどうでしょうか。

僕は住民の方々からのいったいつまで待てばいいのかということに対して、環境生活部長になったばかりというか、新任の方に工程表、ロードマップを出せということをお願いしたって、それはとてもできないと思います。やはり国に対して守りにならないで攻めに回って積極的にお金を引っ張り出してきて、問題を住民の方々が見納めできる範囲内で決着できる方法は考えるべきだと思います。そうしないと、佐藤委員が先ほどおっしゃったように、あと10年か20年かかると、みんな引っ越してしまうという話になってしまって、これはまた本気になって住民の方々が県を相手に損害賠償その他でやってくると、かなり面倒な話になってくると思うので、特措法の関係でこの点をモニターだけではなく本質的な問題解決の方向に持っていく方法というのはお考えになっていらっしゃいませんか。

○須藤委員長 この辺については部長にお答えいただいたほうがいいと思いますので、一言二言お願いします。

○藤巻委員 何かお考えがあれば。

○本木生活環境部長 今回の段階でそこに明確に答えられる心の準備がないですが、先日、上京したときには、やはり皆さんから評価をいただいたとおり、直接的な影響はなくなりました。ただ、処分場の内部はこういう状況でこういうデータもあって、まだまだ安定したという状態ではないので、やはりこれまでどおりモニタリングをしっかりとしながら評価をいただいて、やるべきことがあったら、それはやらなければいけないので、その継続をお願いしてまいりました。

ですから、私としては、今の段階では今まで協議を重ねてきた1期、2期、その間のモニタリングをしっかりとやるという全体の設計の中で今後も取り組んでいくことがベストというところですが、ご理解を得られれば、それがよろしいかと思っております。

ただ、先日、国に行ったときの感触で申し上げますと、やはり厳しい状況もありましたので、その点については須藤委員長も含めていろいろアドバイスをいただきながら事前の策というのが本当にあるのかどうか、そこは検討しなければならないかなという思いはありますが、今の段階でどうだと言われれば、やはり今の内容を引き続きお願いしていくという考え方でおります。

○須藤委員長 では、私が質問していいですか、1つだけ。

もし特措法が継続できなかつたとしても、これから5年でも10年でも、今のようにそれぞれの問題が起こると思いますが、このモニタリングは県単独でもおやりになる覚悟はあるわけですね。もし切れたとした場合、仮にの話をしています。

○本木生活環境部長 それについては責任を持ってお答えいたしますが、国の支援があろうがなかろうが、もし切れたとしても、それは県の責任のもとで対応はしてまいりたいと思っております。

○須藤委員長 わかりました。はい、どうぞ。

○佐藤委員 単独でもなさるといってお話をいただきましたけれども、果たしてそうだろうかと思っております。単独でなさるのであればやってくださいということなのですが、実はちゃんと申し上げれば、先ほども半分まで申し上げましたけれども、県がこれまでやってきたことは100%、竹の内事件の風化・忘却作戦ではなかったのか。これはちゃんと表装して皆さんにおあげしたいと思っております。本当は新任の部長とはもっと仲よくしたかったのですが、残念ながらそういう結論になっています。

1回目は大儀をした、さぼったのです。県の連中が業者の監督を。それでああいう結果になってしまった。それが1回目の不祥事です。

それで今やっているのは、2回目、3回目の不祥事、それを隠そうとして何のことはない風化作戦を一生懸命やっているということになるわけです。評価委員会だって年に2回では先生たちから「この前、どこまでやったんだっけ、忘れたよな」という話が実際に出てしまう。だから、何回やるということは委員長が任せられていることで、我々も委員長、やってくださいということを申し上げたいと思います。年に3回4回やると。これは絶対条件です。忘れてしまつて2時半から始まつて4時半までかかつてやつと思ひ出した、ここからが始まりですという状況ではだめだと。これも何のことはない、県の風化作戦に乗せられてしまつているのだろうと思つているわけです。2度目、3度目の不祥事を今、行つていると。目の前で行われているのです。そここのところはきちつとやっていただきたい。住民説明会という話も出ていました。それから評価委員会もこの次は年末と言わず、10月でも何日でもいいから、実際に4月からの特措法を受けるにはこういうやり方があるのではないかという話があると思います。

それで、部長が環境省に行つている間に私も電話でお話ししました。どのようにやったら継続するのと。これは私が言つて私に答えたということで公式の発言ではありませんが、新しい計画をやつたらいいのではないですかという話をいただいたようで、今、部長の話とどこかで合うなという感じで聞いておりました。

みんなボーリングコアを捨ててしまったなどということは、担当部署として全くのマイナス点ですので、ちゃんとその分は掘ると。全部掘れとは言いませんが、必要な箇所は先生たちと相談してここ掘ってみたり、あっち掘ってみたりということを、モニタリングのやり直しというか、それをやっていただかないとだめだと思います。それだけは申し上げます。

もう1回戻れば「先生、評価委員会、こういうのがあるのではないか、ああいうのがあるのではないか」というお話で前向きに何回かやっていただくと。それから住民説明会。この間、現地で住民の前で評価委員会をやっていただいたのですが、あれも非常にいいことなので、どうぞ先生、お元気なうちにもう1回2回やっていただきたい。私も同じ年でございますのでなるべくなら有終の美を飾りたいと思っております。よろしくお願いします。（「委員長、傍聴人に特別に3分間だけ話しさせてください。評価委員会、ずっとお話を伺ったの、私、初めてなのですが、よろしくお願いします」の声あり）

○須藤委員長 3分間に限りますよ。

○傍聴人 ありがとうございます。2回か3回か前の評価委員会の議事録を読ませていただきましたが、委員長自身が、あそこにどしゃ降りが降ったら、いったいあそこはどうなるのだろうか、それを考えるとぞっとする、と言っている議事録がありました。それから、今、それぞれの委員の方々から話を伺いまして、あそこは不安定だ、落ち着いていない。特にあの震災後はそういうことである。それ以前であれば、噴水、何mにも上がったことがあったわけです。あれを県は隠していた。何回もあったわけです。そういうことで今、この中で工程表なり、それから説明会なりを開いたらという話があったわけですから、県はそれを開くのか開かないのか、ここできちっと回答しなくてはならない。

平成19年10月19日、村井知事は村田町に来て、先ほど佐藤委員が言ったように、「あなた方、2人だけぎゃあぎゃあ言っているんだ」とあらゆる暴言を吐いてあれを押し通して行ったのです。あそこはいくらどしゃ降りになったって通行止めになんかならないと、そう言ったのが、さっき初めて私は聞きましたけれども、下手したら人が亡くなるような事態になったわけでしょう。

この5年間、何も説明会をやっていないのです。ここだけです、簡単に言えば密室です。委員会だって県民に対して報告する、説明責任を果すという責務があるはずです。原子力委員会と同じです。佐藤委員は、ここでは言いませんが、よく別なところでは言っています。県がきちっとそういう説明会を開くのかどうか、今、どういう状態にあるのかということをきちっと住民に説明すると、それを確約するのか確約しないのか、そののところをはっきりさせてもら

いたいと思います。特措法が外れて終わった後、報告会など開いてもらっても仕方ありません。終わります。

○須藤委員長 今、発言は認めましたが、これは先ほどの傍聴者の意見と取り扱い上同じにしたいと思います。いろいろ住民からのご意見を伺っておりますので住民の意見を取り上げて、ここで「ああしましょう、こうしましょう、説明会開きましょう」というのは本日の趣旨ではございませんので、私からは部長あるいは室長に、こういう住民のご要望があるのでそれはぜひ後ほど当事者同士でやっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

そうしないと、この議事を進行できませんので。一応ここでは先ほどからご説明があった評価についての諮問でございますので、答申しなくてはならないのですが、この文章の、周辺環境に重大な支障を来していないというところは、前回と同じで、水であるとかガスであるとか、そういうことについては基準値がありますので周辺環境としてはそうだということなのですが、内部を見ると非常に不安定な要素があるので、爆弾を抱えているような状況ですから、それが何か起こす可能性が非常にあるので、そういうことがあったときには支障除去ができるとか、あるいはモニタリングを綿密にやるとか、先ほどからの地下水の観測井を多くするとか、いろいろなやり方があるだろうと思いますので、そういうことを踏まえて、今後のことについては、もう少し表現ぶりを私は変えたほうがいいかなと思います。前回は変えさせていただいたのですが、変えたほうがいいかなと思うことと、それから前回の将来見通しの分がここに入っていないので、前回の分は引き継いでここにも書きたいと思います。答申しないと次に行けないので、案文については行政と私とのやりとりですから、密室でやるということではございませんが、皆さんにこういうふうに変えたいということを申し上げたいと思います。ただ、周辺環境に支障がないということだけは、これはデータ上、そうなので、私はそこは認めていきたいと思います。ただし、内部環境についてはさまざまな問題を含んでいるので、今後のモニタリングなり、あるいは支障除去の対応が必要であるかもしれないので今後検討を望まれるというような文章を、ここでは私も名文が浮かびませんが、そんな表現で渡部室長、いいでしょうか。それを変えて答申としないと、約束事ができませんので、そうしないと次の報告事項に移れませんので、私にお任せくださいと言ったら、須藤には任せられないと言われるかもしれませんが、委員長を引き受けているのでその辺のところはお許しをいただいてそのように進めていいですか。（「はい」の声あり）

特になければそういうふうにして、文章の後半部分は表現を変えると。なるべく皆さんの趣旨に沿ったように変えていってそれで答申にさせていただきたいということによろしいですか。

それで、先ほどからいっぱいお願いがあるので、後でこれは部長に総括的にお答えいただいたほうがいいのかもかもしれません。住民からのご要望、それから先生方からの今後のモニタリングのことについてのご要望、それからデータ解釈上、あるいはもっとデータを追加してほしい要望、いろいろありますので、これをどう取り扱っていくかの方針程度は全部終わった後に部長から、あるいは室長でも結構ですが、ぜひお聞かせいただかないと今日、お帰りになれないようでございますので、その方針だけでもお聞かせください。

ということで、報告事項、結構時間が過ぎてしまったので、3つ通してやってください、簡潔に。だいたいさっきの中で話が出ていましたから、簡潔にやってください。

## (2) 報告事項

- ① 処分場の測量結果について
- ② 浸透水噴出に係る生活環境影響調査結果について
- ③ 最終処分場の廃止基準項目とその経年変化について

○事務局（渡部室長） 報告事項の3件につきましてご説明いたします。

報告事項の1点目は、処分場の測量調査結果でございます。前回の評価委員会で12月実施分について報告いたしましたが、追加の調査でこの5月に調査を実施しましたので、今回12月分と5月分をまとめて整理しております。

調査結果でございますが、3枚目に一覧表がございますので、この一覧表と次のページ以降にある地図のほうをご覧いただきたいと思っております。

まず、3ページの表でございますが、水準測量及び水平の座標、測量をした地点の結果を一覧表にしたものでございまして、赤い字で書いてあります沈下量の大きい順に上から下に並べて整理してございます。そして、黄色は、埋立区域内の井戸地点であることを指しております。これを見ますと、沈下量はH16-6で最大37cm、最小がLoc. 3の井戸で6cmでございます。23地点中、18地点は沈下量が13～18cmの間に集中してございました。

一方、水平方向への移動量でございますが、方位角98～107°、東南東の方向になりますが、この方向に2.7～3.2m移動しておりまして、調査した11地点中、9地点は2.7～2.9mの範囲でございました。

これらの結果から総括いたしますと、1点目としまして、地震の地殻変動により処分場を含む竹の内地区全体が少なくとも13cm程度沈下したものと推測されること。

2点目、埋立区域内と区域外の沈下量を比較しますと、区域内の平均沈下量が区域外の平均

沈下量と比べて5 cm大きい結果であったこと。これは、埋立地域内は廃棄物や覆土があるために広域的な沈下量に廃棄物や覆土の圧密による沈下量が上乗せされたものと考えられること。

3 点目が埋立区域内の沈下量に最大23cmの不等沈下が生じておりますが、埋め立てた廃棄物層の厚さと沈下量には相関は認められなかったこと。

4 点目、先ほどの生活環境影響調査結果でご説明しましたように、観測井戸の標高が変化していることが明らかになりましたので、地震後の水位データについては地震後の地盤標高をもとに算定を変えたこと。

それから、座標の測量結果については、東南東方向に竹の内地区全体が2.7m程度移動したものと推測されること。それから、埋立区域内と区域外の変動量を比較しますと、区域内のほうが移動の方向角、移動量のばらつきがやや大きかったこと、以上が総括でございます。

2 点目の報告事項ですが、浸透水噴出に係る生活環境影響調査結果報告、このA 4 の 1 枚物でございます。

No. 3 と No. 5 で発生する浸透水の噴出事象につきまして、生活環境保全上の支障の有無を評価するために、風間委員のご協力を得ながら平成22年度、23年度と調査を実施しました。これまでの結果を総括して報告いたします。

平成23年度は3回調査を試みましたが、1回目と3回目の調査では噴出事象は発生せず、2回目だけの調査になりました。

2 回目の調査結果につきましては、前回の評価委員会で報告しておりますので説明は省略いたします。

裏のページの表 2 のほうに平成22年度、23年度の2年間の調査結果を一覧にした結果がございますので、これをご覧いただきますと、次のようなことが言えると思います。

噴出の継続時間はNo. 3 が 2、3 分程度であるのに対し、No. 5 は最大18分間と噴出時間が長い傾向があること、噴出ガス量は最大でも1,000 L 程度の規模であること。硫化水素の濃度は最大90ppm程度でありまして、ガスの主成分はメタンで、70～80%がメタン、次いで二酸化炭素 5～15%というふうな噴出ガスの性状であること。噴出事象は1年間に3～4回の頻度で発生すること。大地震のときも噴出しましたが、地震による噴出を除いては県の調査で水を汲み上げるときなど何らかの刺激を与えたときに事象が発生すること。噴出する硫化水素の量から判断しますと、敷地境界では0.02ppmを十分下回る濃度まで希釈、拡散されること。

以上で報告事項 2 の説明を終わります。

最後に、報告事項 3 ですが、最終処分場の廃止基準項目とその経年変化についてご報告いた

します。

前回の評価委員会でのご意見を踏まえて今回廃止基準に対してどのようなモニタリングを行って、どのようなデータになっているかということ整理してみたのが報告事項3でございます。

開いていただきますと、1ページ目には、廃棄物処理法における最終処分場の廃止基準項目、それからその項目をチェックするために県が処分場において実施している調査内容、右側の表が廃止基準項目のうち、浸透水、周辺地下水に適用される基準を整理してございます。

2ページ以降はモニタリング結果から選びましてガスの発生状況、地中温度、浸透水、地下水の水質をそれぞれ地点ごとにグラフにしてあらわしてみたものでございます。

2ページのグラフは、観測井戸の発生ガス量でございます。発生ガス量は、平成20年以前は毎分1Lを超えていた地点も最近では毎分1L未満で推移しておりまして、横ばいかやや低減傾向にあります。ただ、H16-5は、平成21年度以降測定していますが、他の地点と異なって発生ガス量が時には毎分7、8リットルを計測するなど発生ガス量が多くなっております。

また、No.3とNo.5は、時々噴出事象が発生しますので、ふだんはガスが出にくい状況になっているものと考えられますので留意をする必要があります。

3ページは発生ガスの硫化水素濃度でございます。これを見ますと、平成20年以前は1,000ppmを超えていた地点がありましたが、最近ではH16-11が一番高く、高いときに400ppm程度でございまして、その他の地点は100ppm未満という濃度で推移してございます。

4ページは、今回試みてみましたが、発生ガス量と硫化水素の濃度を掛けまして硫化水素の発生量という数値を示してグラフを書いてみたものでございます。このグラフも全体的には発生ガス量や硫化水素濃度と同じような傾向になります。H16-11が硫化水素発生量が一番多い地点になっておりますが、やや減少傾向にあります。

5ページは、メタンの濃度でございます。メタンの濃度は、地点によってだいぶ異なりますが、H16-5やH16-11のように70～90%と高い地点、それから逆に7-2やH16-13のように30～50%と低い地点があります。また、7-4のように上昇傾向を示している地点もあります。

6ページは、硫化水素と同じように発生ガス量とメタン濃度を掛けてメタン発生量としてあらわしてみました。これを見ますと、H16-5が発生ガス量が多いために特にメタン発生量も多くなってございます。

7ページは、地中温度でございます。地中温度は全体的には横ばいの状況にありますが、H16-13が30℃台、H16-10は25～30℃、No.3、No.5、H16-11などは20～25℃、一番低いH16-5な

どは15～20℃のあたりということで、観測地点によって温度はばらばらでございます。それぞれのところで安定した状況になっております。

8 ページは、浸透水、地下水のBODでございます。BODは、平成20年以前は100mg/Lを超えていた地点がありましたが、最近は比較的高いH16-13やH16-5でも1Lあたり50mg 前後で推移しており、横ばいかやや低減傾向にあります。

9 ページは鉛、10ページは砒素のグラフでございます。鉛と砒素はH16-13とH16-5で時々基準値を超えて検出されております。全体としては横ばいの状況にあります。

最後に11ページがダイオキシン類でございます。ダイオキシン類はH16-5が継続して環境基準を超過しております。H16-13は時々環境基準を超過するという状況でございます。全体的には横ばいの状況にあります。

以上が経年変化の状況でございますが、全体的に見ますと、発生ガス、地中温度、浸透水水質、周辺地下水水質は悪化の傾向は示していませんが、硫化水素の発生ではH16-11、地中温度ではH16-13、浸透水の水質ではH16-5とH16-13で特にその推移を注視していく必要があると考えられます。

委員の皆様のご意見をいただきながら、より内容の充実した解析ができるように今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○須藤委員長 どうもご説明ありがとうございました。

それでは、3つの今報告をされまして、特に報告事項3は前回のご質問があつてまとめていただいたもので、ここは継続してやっていくということでさっきも確認をとったところです。ご質問があればどうぞ。あるいはご意見でも結構です。もうちょっとこういうことをまとめろとか、何かありますでしょうか。風間先生、どうぞ。

○風間委員 先ほど廃止基準に関するコメントしましたので。1ページに最終処分場の廃止基準項目が出ていますが、現状でそれぞれの項目がどの程度達成したかの達成度みたいなものも一緒に書いていただくと、さらに見通しとしてあと5年なのか、10年なのかということも当然出てくると思うので、それも評価して書いていただきたいと思います。

その上で、これは国の方針などにもよると思うのですが、周辺環境に影響を及ぼさないというのは最低限の条件だと思います。それを満たしていればいいのかというと、それは最低限の条件で、やはり最終的には廃止基準に適合して、モニタリングをしなくなるということを目指すものなので、それを県で、何年先までにそれを達成するのかという目標、例えば10年なら10

年ということがあって、そのために10年先に廃止基準を目指しますという方針が立てられればと思います。先ほど藤巻先生がおっしゃったように、時限を切ってずっと待っているというのではなくて、10年なら10年の間で見通しが立たない状況であれば、予算の範囲内でそれを積極的に低減していくような方策を国に対して要望していくことが当然、自治体としては必要なことだと思います。それは正直な感想です。

○須藤委員長 ありがとうございます。当然でございますが、室長、これはまだ途中なので、そういう目標なりを、議論した末、書いていかないと。例えばアルキル水銀は不検出だからオーケーですとか、総水銀も0.005mg/L以下だからオーケーですというようなやり方ではだめです。周辺地下水に対してもそうなのですが、例えば、今、処分場がありますが、その上が芝生になって子供が遊びに行くと子供がその土を口に入れたとしても、そういうことは安全であるということでない、これは廃棄物の処分場が一般の公園に変更できたということにはならないですよ。ほかの土を入れなくてもいいのですが、入れる前にこういうものの基準がどのくらい達成しているかということについて評価をしてくださいということです。周辺ではほとんど達成していますよね。しかし、廃棄物の処分地の上に行ったら、あるいは中の地下水に行ったら、濃度なり、みんな達成していないかもしれないでしょう、どっちかと言えば。そうでもないですか。それは後で見ればいいのですが。ですから、今の風間先生のご意見はどういうふうに今後やっていくのか。今日ではなくていいのですが、やってください。

○事務局（渡部室長） はい。

○須藤委員長 いいですか。ほかの委員の先生、どうですか。井上先生、どうぞ。

○井上委員 今の議論のところで、モニタリングをやって将来の方向を考えるとということなのですが、たぶん将来を考えるにあたっては、ただ現状のモニタリング井戸でやっていくだけでは少し不十分ではないかと思います。病気の検査にたとえると、今、血液検査で何が起きているかということを想像しているようなお話で、本当はどこにがん細胞があるとか、そういった病理検査というのはまだきちんとできていない状況だと思います。そういった意味では、佐藤委員がおっしゃったように、やはりある部分でボーリングをやってもう1回評価をすることが、もし将来予測をするということになってくれば、私は必要だろうと思います。

ただ、そのときにやり方はいろいろあって、本当に入っているものが地下の環境の中で全部溶け出してくるか、決してそういうことはなく、この環境の中で最大これぐらいが溶けるとか、ほぼ溶けないとか、その評価もやり方次第でできてきますので、そういったところを含めて本当に病気の部分がどれだけ残っているのか、それが今、どうなっているのかということの評価

をした上で、それが時間が経つにつれてどんどん拡散、吸着、そういったことで、廃棄物層の中でもおさまっていく傾向にある、あるいは周辺にはいかない、そこがちゃんと担保できる。そこで初めて処分場の廃止に行き着くだろうと思います。こういった将来のことを考えていく上では、次のステップということだと思のですが、廃棄物の現状のところは改めてもう一回見た上で判断していかないと、ただモニタリングだけでは結論は出ないのではないかと私は思います。

○須藤委員長 今のモニタリングではですね。

一応5時までの予定でしょうか。ほかの委員の先生、今の3つの報告事項で質問ございますか、いいですか。だいたい、今、お2人の先生から質問いただきましたがよろしいですか。どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 せっかくここまで盛り上がってきたので本当は夜を徹してと言いたいところですが、こういう積み重ねでもってお話ししていただかないと、この次に集まったとき、みんな忘れたよなということで、ここまで至るのに3時間くらいかかるわけです。次はぜひ委員長、事務局のお尻を叩いて10月でも何月でもこれに加えて方向性を出していただきたい。それを以って3月の特措法が切れるときに、こういう計画を立てましたよと。たぶん竹対では計画は立てられないと思います。というのは、もう風化作戦にどっぷり首まで浸かっています、ここから出てきて何とか羽ばたけよと言ってもこれは無理な話なので、新部長のもとで評価委員会ですら方向性を示していただくということが一番いいのではないだろうかと思ったところがございますので、ぜひそちらのほうに舵を切っていただければと思います。

ずっと見ていると、評価委員の先生たちは、ややこれでいいのかという立場に立たれつつある。ところが、竹対とか、環生部の一部では「いや、投げておけ、いいから」というのが見え見えだということで、方向性を評価委員会打ち出していきたい。それには現地で説明会をしていただくなり、県は来たって文句言われるだけで説明会にはなりませんので、本当は委員長が先に立って説明会をしていただくならば、これは住民たちも安心するだろうと思ったところがございます。よろしく願いいたします。

○須藤委員長 ほかの委員の先生、岡田先生、どうぞ。

○岡田委員 処分場の廃止基準項目の経年変化についてですが、もう少しデータをいただきたい。というのは、今までにボーリング調査したところがありますし、掘り起こしたところもありますよね。そのところで現状、それをどこまでやっているのか、やっていないところはどこか把握していると思います。ボーリングしろと言ってもどこをやらなければならないかわかりま

せんので、今まで有機物がどのくらいあったとか、そういうのを把握しておりますからそれをきちんと出して、水質だけでどうのこうの、大気がどうのこうのではなくて、もう少し基本的なものを廃止に向けての資料の中にを入れていただくと、非常にわかりやすいのではないかと思います。

○須藤委員長 当然、おっしゃるとおりでございますね。ご承知のとおり、ここに今おられる委員の先生は、岡田先生を除くと、風間先生は前のとき、委員ではないですよ、違いますよね。たしか岡田先生は支障除去をどうするかというときの委員であって、それを解散して終わって、それで今のこのモニタリングのための委員会として、それで間違いないですよ、そうですね。（「田村先生も、私もそうです」の声あり）

3人おられるのですね。そのときのデータはたくさんあるはずなので、それは私も了解をしています。岡田先生と佐藤委員と田村先生が前の委員会の委員であったということなので、それは全部揃えられる、解析できますね、一緒にしても、いいですね。空約束すると具合悪いので。

○事務局（渡部室長） 今のお話ですが、ボーリング結果と過去の調査データにつきましては、机上に毎回置かせておりましたご覧になれるように評価委員会等に準備させていただいております。ただ、この処分場の廃止基準とその経年変化と関連する部分について、比較して見られる形がいいというご意見だと思いますので、次の整理のときまでにはきちっと検討して改善してまいりたいと考えます。

#### 4 その他

○須藤委員長 この委員会は年に通常2回やって、前年の前半、後半でモニタリングデータを評価してきたということで、今日もその仕組みでやってきたわけですが、どうも委員の先生方のお話を伺ってもそうですし、それから、説明時間のこともそうですし、少し今のようなモニタリングデータの評価と違う問題を論議しなくてはならないので、これは今、ここで私がお約束はできませんが、これは当たり前でいくと、今年の前半の評価委員会というのは2月か3月ですね。（「例年どおりですと1月」の声あり）そうしたらその前のどこかに諮問答申とは一緒にしないで、今のようなことができるのであれば、やっていただいたほうがいいのかなという気がしております。先生方の意見を伺ってしておりますので。前も1回、余分にやりましたよね。それと同じ仕組みをつくっていただきたい。今日、住民の皆様がいらっしゃっているので、また同じことを同じように繰り返すというのもよろしくないなので、改められるべき点は改

めていきたいと思いますので。ここでお約束してくださなくても結構です、持ち帰らなくていけないでしょうから後で検討いただいた上で、それで間に1回、今のようなことをやっていただきたいというのが1点と。それからいろいろなご要望がありまして、特措法やめたほうがいいと言う人はたぶんこの中にいないですよ。特措法やめたほうがいいから早く平成24年度でおしまいにしてもらってくれということはたぶんないと思うので、それは県が努力してくださると信じていますので、それはそうしていただくということで、ここでああでもない、こうでもないと言い合ってもしょうがないからそれはそうしましょう。

それから、住民の皆さんからのご要望で説明会を開いてほしい、もう少し皆さんが来てほしいというのは、私どもが関与してどうのこうのという問題ではなくて、県と住民の信頼関係の問題でございますので、ぜひ、私からも、住民がせっかくのそういうご希望をここでおっしゃっていただいているので何とか実現をしていただきたいということだけお願いをして、私の役割はこの程度にさせていただきたいと思いますが、総括的に部長、先ほどお願いしたようなことで何かお答え、ございますか。

○本木環境生活部長 私も初めて参加しました。さまざまなご意見もありましたし、傍聴席のほうからもご要望があって、少し頭の整理が全部ついているわけではありませんが、今日いただいたテーマなり、課題についてはすぐ整理をして、こちら側の意見もまとめ、委員長とも個別にご相談をさせていただければと思っております。

それで、いろいろなご意見の中で、やはり今回の震災の影響での水位、水の流れの変化の話もありました。これについてはいろいろな要因があるだろうということとか、あるいはメタンがまだ不安定だということについての評価の問題もありましたので、そういうことについてはできましたら、この会議も時間が限られていますので個別にいろいろご相談をさせていただいてアドバイスをもらいながら、こういう資料にどういうふうに反映したらいいかということを検討していきたいと思います。

あと、地元の説明会についても、町と検討していきたいと思っておりますので、前向きに考えてまいりたいと思います。

これから整理をしながら委員長とも相談をして進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○須藤委員長 どうもありがとうございました。それでは、予定した時間もだいぶ経過をいたしましたので、私の役割はこの辺にさせていただいて、先ほどの修文については事務局と相談した上で先生方にご覧いただき答申文にしていきたいと思います。結論は、何回も同じことを申

上げますが、周辺環境に甚大なる障害を与えていない。しかしながら、内部ではかくかくしかじかのようなことも起こるので、それなりの対応が必要であるというような内容を含んだ修文にしていきたいと思っております。

ということで、あとは事務局に司会をお返しいたします。どうも皆さん、ありがとう。

○佐藤委員 やはり特措法で切れてしまうのは非常にまずいということで、先ほど部長が切れても県費でやるからいいというお話で、それで安心はできない。我々も県民の一人ですので、そんなものに我々のお金を使ってもらっては困るという考え方があります。それで、問いかけとしたり、評価委員会が知恵を出して本気になって特措法延長になるようなプログラムをつくっていくべきなのだろうなと今思ったところでございまして、そのことは確認してそういうふうに分けるというお話をさせていただければと思います。そうすると、多少は安心・安全が返ってくるのかなという思いをいたしました。

○須藤委員長 きちっとお出しができるかどうかはともかくとして努力はいたします。

○佐藤委員 ほかにできる人がいないですよ。

○須藤委員長 努力はいたしますと申し上げておかないと、相手のあることというのは。努力はするということで。

○佐藤委員 いや、だって外したら大変ですよ。

○須藤委員長 そうです、私もそう思います。それは、努力はしますが、それなりのデータを示さないといけませんから。ということで、お返しをいたします。

## 5 閉 会

○司会 長時間にわたるご審議、まことにありがとうございました。

以上をもちまして、閉会とさせていただきます。